2021年2月26日

吸収分割に係る事前開示事項

東京都港区芝浦一丁目1番1号
株式会社　東芝
代表執行役社長 CEO　車谷　暢昭

株式会社東芝（以下「甲」といいます。）は、2021年2月25日付で東芝デジタルソリューションズ株式会社（本店：神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34、代表取締役：島田　太郎）（以下「乙」といいます。）と吸収分割契約を締結し、2021年4月1日を効力発生日として、乙のCPSxデザイン部が営む量子暗号通信に係る装置及びソフトウェア並びにそれらを用いたサービスに関する商品企画、製造、頒布に係る事業（以下「本件事業」といいます。）に係る権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行うことといたしました。

会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条の規定に基づき開示する本件分割に係る事項は、下記のとおりです。

記

1．吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項）

本件分割に係る吸収分割契約書は、別紙1のとおりです。

2．会社法第758条第4号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号）

本件分割に際し、甲に対して乙の株式その他の金銭等の割当てを行いませんが、甲は乙の発行済株式全部を所有していることから相当であると判断しています。

3．吸収分割承継会社に関する事項（会社法施行規則第183条第4号）

（1）吸収分割承継会社の計算書類等（会社法施行規則第183条第4号イ）

乙の最終事業年度（自2019年4月1日　至2020年3月31日）に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。

（2）吸収分割承継会社の最終事業年度末日後に生じた重要な後発事象（会社法施行規則第183条第4号ハ）

別紙3のとおりです。

4．吸収分割会社の最終事業年度末日後に生じた重要な後発事象（会社法施行規則第183条第5号イ）

別紙4のとおりです。

5．吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務（吸収分割会社が吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号）

（1）吸収分割会社について

本件分割後の甲の収益状況及びキャッシュ・フローの状況等を勘案すると、その負担する

債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在予想されていないため、本件分割の効力発生日後における甲の債務につき、履行の見込みはあるものと判断しております。

（２）吸収分割承継会社について

乙の直近事業年度末現在の貸借対照表における資産の額は約 124,652 百万円、負債の額は約 75,390 百万円です。

本件分割により乙が甲から承継する資産及び負債の見込額は、約 83 百万円及び約 83 百万円であり、本件分割の効力発生日における乙の資産の見込額は負債の見込額を上回っています。また、乙の今後の事業活動において、その負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在予想されておりません。

以上より、本件分割の効力発生日以後における乙の債務（甲が本件分割により承継させるものに限ります。）については、その履行の見込みはあるものと判断しております。

以上

別紙1

吸収分割契約書

株式会社東芝（以下、「甲」という。）と東芝デジタルソリューションズ株式会社（以下、「乙」という。）とは、甲の本件事業（第2条に定義する。）を乙が承継する吸収分割（以下、「本吸収分割」という。）に関し、2021年2月25日（以下、「本契約締結日」という。）、以下のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（本吸収分割をする会社の商号及び住所）

本吸収分割に係る吸収分割会社たる甲及び吸収分割承継会社たる乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 吸収分割会社
商号：株式会社東芝
住所：東京都港区芝浦一丁目1番1号

(2) 吸収分割承継会社
商号：東芝デジタルソリューションズ株式会社
住所： 神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34

第2条（吸収分割）

甲は、本契約の定めるところにより、吸収分割の方法により、甲のCPSxデザイン部が効力発生日（第6条に定義する。以下同じ。）において営む量子暗号通信に係る装置及びソフトウェア並びにそれらを用いたサービスに関する商品企画、製造、頒布に係る事業（以下、「本件事業」と総称する。）に関して有する次条記載の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第3条（承継する権利義務）

1. 乙が甲から承継する権利義務（以下、「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。なお、本契約締結後、効力発生日までに甲に新たに帰属するに至った本件事業に関する権利義務は、別紙「承継権利義務明細表」の記載に従い、承継対象権利義務に含めるものとする。
2. 甲から乙への債務の承継は、全て重畳的債務引受の方法によるものとする。これらの本件事業に属する債務については、甲及び乙の間においては最終的に乙の負担とすることを原則として、その取扱いを甲及び乙にて別途協議の上、取り決めるものとする。
3. 承継対象権利義務の承継に伴う登記、登録、通知その他の手続に要する一切の費用は、甲及び乙が別途合意する場合を除き、乙の負担とする。

第4条（本吸収分割に際して交付する対価）

乙は、本吸収分割に際して、株式の発行その他対価の交付は行わない。

第5条（株主総会）

1. 甲は、会社法第784条第1項の規定に基づき、本契約につき株主総会の決議による承認を経ることなく本吸収分割を実施する。
2. 乙は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本契約につき株主総会の決議による承認を経ることなく本吸収分割を実施する。

第6条（本吸収分割が効力を生ずる日）

本吸収分割が効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、2021年4月1日とする。但し、本吸収分割の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の

上、これを変更することができる。

第7条（会社財産の管理等）

甲は、本契約締結日から効力発生日の前日（同日を含む。）までの間において、善良なる管理者としての注意をもって本件事業に係る業務を執行し、かつ一切の財産の管理及び事業の運営を行うものとする。また、甲は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本件事業に係る財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め乙と協議し合意の上、これを行うものとする。

第8条（競業避止義務）

甲は、本件事業に関し、乙に対し、競業避止義務を負わないものとする。

第9条（分割条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日の前日（同日を含む。）までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じたときその他本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲及び乙は協議し合意の上、本契約に規定する条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、前条に基づき本契約が解除された場合又は本吸収分割の実施に必要な法令に定める関係官庁等の承認が得られない場合にはその効力を失う。

第11条（準拠法及び管轄裁判所）

本契約は日本法を準拠法とし、本契約に関連する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項その他本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙は協議し合意の上、これを決定する。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

2021年2月25日

甲：東京都港区芝浦一丁目1番1号
株式会社東芝
代表執行役社長 CEO　車谷　暢昭

乙：神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34
東芝デジタルソリューションズ株式会社
取締役社長　島田　太郎

別紙「承継権利義務明細表」

1. 資産

本吸収分割により、乙が甲から承継する資産は、以下の資産を除く効力発生日において本件事業に属する資産（但し、知的財産権の承継については本別紙第 3 項において別途定めるとおりとする。）のうち、法令上承継可能なもの。但し、法令による関係官庁（日本以外の国、地域を含む。）の許認可、契約による第三者の同意若しくは承認等が必要な場合であって許認可、同意若しくは承認等が得られないときは、承継対象権利義務から除外する。

甲の次の勘定科目に計上される資産

① 税金関連資産

2. 債務

本吸収分割により、乙が甲から承継する債務は、以下の負債に係る債務を除く効力発生日において本件事業に属する債務（但し、乙が承継する知的財産権に関する発明者、考案者及び創作者に対する発明等の報奨債務については本別紙第 3 項において別途定めるとおりとし、契約に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務の承継については本別紙第 4 項及び第 5 項において別途定めるとおりとする。）のうち、法令上承継可能なものとする。但し、法令による関係官庁（日本以外の国、地域を含む。）の許認可、契約による第三者の同意若しくは承認等が必要な場合であって許認可、同意若しくは承認等が得られないときは、承継対象権利義務から除外する。

甲の次の勘定科目に計上される負債

① 未払賞与

② 税金関連債務

3. 知的財産権

本吸収分割による特許権、実用新案権、意匠権、商標権（これらの登録を受ける権利を含む。）、著作権及びノウハウ（以下、「知的財産権」と総称する。）の取扱いは、以下のとおりとする。

(1) 甲が保有する知的財産権

効力発生日において本件事業に属する知的財産権は、乙が甲から承継する。但し、法令による関係官庁（日本以外の国、地域を含む。）の許認可、契約による第三者の同意若しくは承認等が必要な場合であって許認可、同意若しくは承認等が得られないときは、承継対象権利義務から除外する。

(2) (1)において乙が承継するとした知的財産権に関する発明者、考案者及び創作者に対する発明等の報奨債務については、乙が甲から承継する。

4. 契約（雇用契約を除く）

本吸収分割により、効力発生日において本件事業に属する、売買に関する契約、業務委託に関する契約（請負に関する契約を含む。）、リース契約、共同開発契約、リベート契約、賃貸借契約、知的財産権に関するライセンス契約その他の一切の契約（但し、労働契約、本別紙第 1 項及び第 2 項により乙に承継されない資産又は債務に係る契約を除き、本項において以下単に「契約」という。）に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務を、乙が甲から承継する。但し、承継対象権利義務に含まれる甲の契約上の地位又は当該契約に基づく権利義務を本吸収分割により乙に承継することが、当該契約に定める義務と抵触し、かつ当該義務の免除について当該契約の相手方の同意が得られない場合、又は、甲の契約上の地位等を乙に承継させるために当該契約において必要とされる手続（国内外の関係官庁の許認可等を含むが、これらに限られない。）を甲が効力発生日の前日時点において履行できる見込みがない場合であって、当該契約上の地位等を乙に承継させることにより甲又は乙に重大な不利益が発生するときには、承継対象権利義務から除外する。

5. 雇用契約

本吸収分割により、効力発生日において本件事業に主として従事する甲の従業員との間の雇用契約に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務（但し、別途甲との間で承継対象から除外する旨の合意をした従業員との間の雇用契約に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務は除

く。）は、乙が甲から承継する。

6. 許認可

本吸収分割により、乙が甲から承継する許認可・補助金は、効力発生日において本件事業に属する免許、許可、認可、承認、登録、届出、補助金等のうち法令上承継可能なものとする。

以上

別紙２

乙の最終事業年度に係る計算書類等

第 19 期事業報告書
貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表
監査報告書
計算書類に係る附属明細書

第１９期　報　告　書

自　２０１９年4月　1日

至　２０２０年3月３１日

事業報告

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

会計監査人監査報告書

監査役監査報告書

東芝デジタルソリューションズ株式会社

第１９期　事　業　報　告

自　２０１９年4月　1日
至　２０２０年3月３１日

１．会社の現況に関する事項

事業の経過及びその成果

国内ITサービス市場は、既存システムの刷新、更新需要の拡大に加えて、消費税増税前の駆け込み、Windows 7のサポート終了に伴う買い替え、元号改正対応、消費税率変更対応などの特需があったことで、成長率が4年ぶりに上昇し、前年比成長率3.2％の5兆8,558億円になったとみられています。（※）

このような市場環境の中、当社は、東芝グループが世界有数のCPSテクノロジー企業として飛躍するため、インダストリー領域を保有する企業や官公庁・自治体のお客さまへ向けてデジタルソリューションを提供することで、デジタルソリューションビジネスの伸長に尽力してまいりました。また、システムインテグレーション力をベースに、お客様の持続的創造を目指すためのデジタルトランスフォーメーション・共創ビジネスの立ち上げや、CPSテクノロジーを活用した新たなサービス・価値の共創にも取り組んでまいりました。

製造業向けIoTソリューション事業では、東芝グループのものづくりのノウハウを凝縮したデジタルツインと、工場および設備メーカー向けのアプリケーションやテンプレートを組み合わせ、クラウドサービスとして提供する「製造業向けIoTサービス Meister Cloud™ シリーズ」を2019年11月より販売開始しました。本サービスは、サプライチェーンを横断したトレーサビリティや、工場と設備メーカーとのデータ共有を可能とし、クラウド上でのさまざまなアプリケーション連携が容易となるもので、KDDI株式会社が2020年3月に提供開始した「IoT世界基盤 グローバルIoTパッケージ」にも組み込まれております。

コミュニケーションAI事業領域では、スマートフォンから音声で報告するだけで、エージェントAIが音声認識し、CRMの各項目に自動で内容を分類し登録できるAI対話型のクラウドアプリケーション「RECAIUS™ 報告エージェント(以下、報告エージェント)」が2020年2月に中外製薬株式会社のMR（医薬情報担当者）業務報告ツールとして採用されました。報告エージェントの活用によって、1000人規模のMRの報告にかかる負荷を軽減し、すき間時間などを有効活用した報告の効率化を実現します。

また、当社は、当社子会社である東芝デジタル＆コンサルティング株式会社（以下、TDX）を通じ、TDXの出資者（20％）である三井物産とデジタルトランスフォーメーション分野で提携しながら、成果共創型のデジタルビジネスの創出に取り組んでいます。

TDXは、2019年9月に、英国の鉄道会社Greater Anglia（以下、GA）と、CPS技術を活用した鉄道運行計画作成のプロジェクトに合意をいたしました。本プロジェクトでは、東芝グループとして、CPS技術の1つであるデジタルツイン技術を活用して運行計画の策定を支援することで、よりロバストな運行計画の作成を実現し、運行パフォーマンスと、顧客利便性のさらなる向上を目指します。他にも世界最大手の自動車プレス部品メーカーであるスペインのGestamp社との、AIやIoTを用いた自動車部品の溶接検査の高度化に関する実証実験など、当社デジタルソリューション技術との連携による共創ビジネスに取り組み始めています。今後も当社は、TDXと連携して、新たな経済価値を創造する成果共創型のデジタルビジネスをグローバル市場に向けて展開していきます。

新たな取り組みとして、東芝とともに発起人となって、「一般社団法人　ifLinkオープンコミュニティ」を2020年3月に設立いたしました。本コミュニティは「誰もがカンタンにIoTをつかえる世界」と「参加企業のビジネスチャンスが広がる世界」の実現をビジョンに掲げており、業界の垣根を超えて100社を超えるさまざまな企業、団体が参画しております。今後、当社は本コミュニティで積極的に活動し、会員企業とともに、ユーザーファーストのIoTサービスを迅速に共創してまいります。

以上のようなビジネスの取り組みに加えて、当社は東芝グループの全社変革計画「東芝Nextプラン」達成のために、収益力の確保・技術の向上に真摯に取り組み、収益性を大きく改善しました。具体的には市場縮小にともなう自製ハードウェア事業の構造改革を実施、集中と選択を行い拡大事業へのリソースシフトを行うことで、規模の確保と利益創出に努めました。また管理スタッフ機能において一部のビジネスプロセスをアウトソーシング化するといった構造改革を進めました。

このような活動の結果、当期の売上高は、１６１，５２１百万円と前期に比べ４，０５２百万円の増収となりました。一方、営業利益は、６，８６４百万円の黒字と前期に比べ６，７５５百万円の大幅増益となり、経常利益も１３，１６８百万円と前期に比べ３，４３６百万円の大幅増益となりました。
当期純利益は、前期に比べ子会社株式売却の影響がなく１，１１０百万円減益の１３，２８３百万円となりました。

なお、これらを含む事業活動において、当社は、公正、誠実な活動を行うためにコンプライアンスを徹底するべく、コンプライアンス大会開催、ｅラーニング教育実施等の施策により、違反疑義を受ける恐れのある行為を排除する組織風土の醸成に継続して努めております。しかし、誠に遺憾ながら、当社子会社が他社の調達先と販売先との間の架空循環取引に巻き込まれる事案が発生いたしました。当該子会社の主体的な関与、意図的な関与、組織的な関与は認められなかったものの、当社グループとして内部管理体制の強化と定着を図ってきたなか、本事案の発生については、真摯に受け止めています。今後、当社グループでは役務、サービス提供等の付加価値を伴わない自社製品以外の直送取引の制限等新たな内部統制を整備するとともに、更なる内部統制強化に向けて、案件審査等の牽制機能強化や内部統制の運用モニタリングの強化に努めてまいります。

また、当社は、SDGs達成への貢献のために、これまでも取り組んできているCSR活動を「企業活動による貢献」として継続するとともに、デジタルソリューションによる新たな価値の創造を「事業を通じた貢献」として取り組んでおります。2019年9月には当社と学生のワークショップなどを通じ、アイディア創出の体験をするとともに、AIやSDGsについての理解を深めました。その他、地域住民も参加できる環境フォーラムの開催、社外の清掃活動への積極的な参画等、地域活動との調和を目指した社会貢献活動を継続して行いました。当社は、グローバルな共通認識である持続可能な社会へ向けたSDGsの視点で企業価値を向上し、事業の成長を果たしていきます。

今後の展望

2020年の国内ICT市場は、2019年後半のWindows 7のサポート終了や消費税対応に伴う駆け込み需要の反動で、マイナス成長になるとされています。また、これに加えて、2020年初頭から発生しているCOVID-19の影響によって、市場の減少幅がさらに拡大すると見込まれています。調査会社によると、2020年の国内ICT市場（支出額ベース）は前年比4.5%減の28兆2,155億円と予測されています。（※）

このような厳しい環境が予測される中、当社は、東芝グループのデジタルソリューション事業の中核企業として、システムインテグレーションを中心としたビジネスからCPSを中心としたビジネス成長路線へと大きく舵を切り、更なる基礎収益力の強化を目指します。また、COVID-19による影響を最小限に抑えるように努める一方で、この状況を政府、企業、消費者レベルにおけるDXへのシフト・活性化の機会であるとらえ、東芝のIoT「SPINEX」の展開を加速させます。
当社は、ビジョンとして掲げている「やさしく、あたたかなデジタルで社会を豊かにする」の実現に向け、社会インフラや製造現場などさまざまな事業領域で培ってきた知見と、IoTや人工知能（AI）といった先進のデジタル技術を融合したCPSテクノロジー企業へと進化し、お客さまや社会と共に新しいサービスや価値を創造してまいります。

（※）参考：IDC Japan, 2020年2月「国内ITサービス市場 産業分野別予測、2020年～2024年」（JPJ45137020）
IDC Japan, 2020年4月「新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した国内ICT市場予測」（JPJ46190220）

２．財産及び損益の状況の推移

区　分	第１６期 ２０１６年度	第１７期 ２０１７年度	第１８期 ２０１８年度	第１９期 ２０１９年度
売上高（百万円）	１０１，９６４	１４３，８０８	１５７，４６９	１６１，５２１
営業利益（百万円）	３，４１４	△３，３２１	１０９	６，８６４
経常利益（百万円）	８，６２４	４，１８４	９，７３２	１３，１６８
当期純利益（百万円）	１，８０８	６，２３８	１４，３９３	１３，２８３
１株当り当期純利益	８，８８２円３１銭	３０，５７８円８８銭	７０，５５７円０６銭	６５，１１２円８８銭
総資産（百万円）	９８，０６８	１３１，５０２	１３１，８２１	１２４，６５２

※１株当り当期純利益は、「１株当り当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号）に基づき算出しております。

３．株式の状況

２０２０年３月３１日現在

発行済株式の総数	２０４，０００株
株主総数	１名
株主	株式会社　東　芝

４．企業結合の状況

２０２０年３月３１日現在

（１）重要な子会社の状況

会　　社　　名	資本金（百万円）	当社の議決権比率（%）	主　要　な　事　業　内　容
東芝情報システム株式会社	１，２３９	７１．４０	ＳＩソリューション及びエンベデッド　システムソリューション
東芝ＩＴサービス株式会社	１，０５３	１００．０	情報システムの保守サービス事業、現金自動預払機の保守、運用管理及びコンピュータシステム等の販売、開発、保守、運用管理

（２）親会社との関係

・当社の親会社は株式会社東芝であり、当社の株式を１００%保有しております。

・親会社と当社の間の取引の内容及び条件は、親会社以外の会社との取引と同様、市場実勢を勘案して公正かつ適切な手続きを経て決定しております。

また、親会社との間の重要な契約については、法令及び社内の規程等に基づき取締役会による決議を経て締結しています。

（３）企業結合の成果

当社は、当社の関係会社を含めたグループ経営を推進しています。当社は、東芝グループの経営理念と経営ビジョンをこれらの会社と共有し、グループ全体のリソースを効果的に組み合わせることで、会社の規模や業種、さらには民間企業、官公庁を問わずあらゆるお客様に対して、システムの企画、コンサルティング、構築から運用アウトソーシング、保守サービスまでを一貫して提供できる体制を整備し、ＩＣＴ業界で確かな地位を築いています。

５．役員の状況

２０２０年3月３１日現在

代表取締役 取締役社長	錦織　弘信	経営監査部担当
取締役常務	島田　太郎	新規事業開発室担当 ＲＥＣＡＩＵＳ事業推進部担当
取　締　役	沖谷　宜保	ＴＤＸ出向管理センター担当（ＴＤＸ出向管理センター長）
取　締　役	香川　勉	経理部担当（経理部長）
取　締　役	岡田　俊輔	ＩＣＴソリューション事業部担当 （ＩＣＴソリューション事業部長）
取　締　役	高野　勝寛	生産統括責任者 グループ調達統括部担当 ソリューションセンター担当 マネージドサービスセンター担当 ソフトウェア・サービス技術開発センター担当
取　締　役	竹本　潔	統括技師長 システムインテグレーション技師長 デジタル人材開発・技術管理部長 情報セキュリティセンター担当 品質保証部担当 デジタル人材開発・技術管理部担当 ソフトウェア＆ＡＩテクノロジーセンター担当
取　締　役	湯沢　正志	経営企画部担当（経営企画部長） 業務変革・情報システム統括部担当
取　締　役	三橋　一仁	人事総務部担当（人事総務部長） 分倍河原事業所担当（分倍河原事業所長） 北府中事業所担当（北府中事業所長） 北海道支社担当 東北支社担当 中部支社担当 関西支社担当 中国支社担当 九州支社担当 北陸支店担当 四国支店担当
取　締　役	難波　玲実	法務部担当（法務部長）
取　締　役	弓田　圭一	
監　査　役	吉田　郁夫	
監　査　役	伊藤　壮介	
監　査　役	野路　俊也	
監　査　役	山﨑　浩太郎	

注1　２０２０年3月３１日付で、錦織　弘信氏が代表取締役及び取締役社長を辞任いたしました。これに伴い、２０２０年4月１日付で島田　太郎氏が代表取締役及び取締役社長に選定されました。

６．従業員の状況

２０２０年3月３１日現在

従業員数	３，８７９名（前期比２４５名減）
平均年齢	４７．８歳

７．主要な事業内容

２０２０年3月３１日現在

事業内容
●製造、流通、報道・放送、通信、サービス、金融各業界向け、および官公庁、自治体、公益法人向け、システム構築、販売、サービス提供等のシステムソリューション事業 ●コンピュータ応用システム及び応用ソフトウェアの開発・製造、販売、サービス提供事業 ●コンピュータ、ネットワーク、サービス及びこれらを組み合わせたプラットフォーム関連商品の実行企画、設計、開発、構築・販売、運用保守、その他これらに関連する事業 ●車載機器に関わるエンジニアリングサービス及び組込みソフトウェア開発環境などの組込みシステム事業

８．主要な営業所

２０２０年3月３１日現在

本社	（川崎市）
北海道支社	（札幌市）
東北支社	（仙台市）
中部支社	（名古屋市）
関西支社	（大阪市）
中国支社	（広島市）
九州支社	（福岡市）
北陸支店	（富山市）
四国支店	（高松市）

９．会計監査人に関する事項

２０２０年3月３１日現在

会計監査人の名称	ＰｗＣあらた有限責任監査法人

１０．業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社が業務の適正を確保するための体制として決議した事項及び運用状況は次のとおりです。

業務の適正を確保するための体制（２０１６年３月１日改定）

１．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（法第362条第4項第6号）

（１）当社は全ての役員、社員が共有する価値観と行動規範を明確化した「東芝グループ行動基準」を採択し、継続的な役員研修の実施等により、当社の取締役に「東芝グループ行動基準」を遵守させる。

（２）当社の取締役会は、取締役会において、定期的に取締役から職務執行状況の報告を受けるとともに、必要事項について随時取締役会で報告させることとする。詳細は、取締役会規則に定める。

（３）当社の取締役会は、経営監査部長から定期的に経営監査結果の報告を受けることとする。

（４）当社の監査役は、定期的に取締役のヒアリングを行うとともに、経営監査部長から経営監査結果の報告を受けることとする。詳細は、監査役監査方針、監査役に対する報告等に関する規程に定める。

（５）当社の監査役は、監査役に対する報告等に関する規程に基づき、重要な法令違反について取締役から直ちに報告を受けることとする。

（６）当社の取締役会は、取締役会規則に基づき、取締役の競業取引、利益相反取引に当たり、当該取締役に当該取引に関する重要な事実を開示させ、その可否につき決定するとともに、その決定に基づき当該取引を実施した取締役から遅滞なく、当該取引についての重要な事実を報告させることとする。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（規則第100条第1項第1号）

（１）当社の取締役は、その職務の執行に係る情報として、株主総会、取締役会、経営会議の資料及び議事録並びに経営決定書、提案決定書等の重要情報、その他各種帳票類等の保存、管理を会社法、取締役会規則、決裁権限基準、会社情報管理規程及び文書保存基準に基づき、それぞれ保存媒体に応じた適切な保存、管理を行うこととする。

（２）当社の取締役は、株主総会、取締役会、経営会議の資料及び議事録並びに提案決定書、経営決定書等の重要情報に、取締役及び監査役がアクセスできるシステムを整備することとする。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制（規則第100条第1項第2号）

（１）当社の取締役は、当社の業務の執行に係る損失の危険として、別途定める項目をリスクとして認識し、その把握・評価・管理のための体制を整備することとする。

（２）当社の Chief Risk-Compliance Management Officer（以下、「CRO」という。）である取締役は、リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会の委員長として当社及び当社の子会社のクライシスリスク管理に関する施策を立案、推進することとし、万が一、クライシスリスクが発生した場合は、リスクの種類・程度に応じた対策本部を設置し、迅速適切な対応を行い、損失の拡大を防止し、もしくは損失を最小限に止めるものとする。

（３）当社の取締役は、ビジネスリスクマネジメント基本規程に基づき、当社及び当社の子会社のビジネスリスク要因の継続的把握とリスクが顕在化した場合の損失を極小化するために必要な施策を立案、推進することとする。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（規則第100条第1項第3号）

（１）当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会規則に基づき取締役会を毎月１回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催することとする。

（２）当社の取締役会は、取締役会規則に基づき当社の経営の基本方針を決定し、当社及び当社の子会社の中期経営計画、年度予算を承認することとする。また、当社の経営戦略に関わる重要事項については、決裁権限基準に基づき取締役社長、関係取締役等で構成する経営会議において議論を行い、その審議を経て取締役会におい

て決定することとする。

（3）当社の取締役会は、取締役の権限、責任の分配を適正に行い、取締役は、業務分掌規程、役職者職務規程に基づき社員の権限、責任を明確化することとする。取締役会の決定に基づく業務の執行については、予め取締役会で定めた業務分担、組織、業務分掌規程及び役職者職務規程により定められた業務の責任者に執行させることとする。

（4）当社の取締役は、毎期、各部門、各社員の具体的目標、役割を設定することとする。

（5）当社の取締役は、取締役会規則、決裁権限基準、その他個別の業務につき別途定める以下の規程に基づき、適正な手続に則って業務の決定を行うこととする。

（6）当社の取締役は、月次報告会、業績評価委員会等により、当社及び当社の子会社の年度予算の達成フォロー、適正な業績評価を行うこととする。

（7）当社の取締役は、情報セキュリティ体制の強化を推進するとともに、経理システム、電子決裁システム等の情報処理システムを適切に運用することとする。

5．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（規則第100条第1項第4号）

（1）当社は、コンプライアンスを維持・確保するため、東芝グループ行動基準を採択し、リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程を定めることとする。

（2）当社の取締役社長は、継続的な社員教育の実施等により、社員に東芝グループ行動基準を遵守させることとする。

（3）当社の CRO は、リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会の委員長としてコンプライアンスに関する施策を立案、推進することとする。

（4）当社は、内部監査部門として経営監査部を置くこととする。

（5）当社の取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会に報告することとする。

（6）当社の取締役は、当社における法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制整備の一環として、法務部（以下、「法務部」という。）及び社外の弁護士を直接の情報受領者とする内部通報制度を整備し活用することにより、問題の早期発見と適切な対応を行うこととする。当該制度を利用したことを理由に、不利な取扱いをしないことを、リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程に明記する。

（7）当社の監査役は、当社及び当社グループ会社における法令遵守体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、取締役に意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができることとする。

6．当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（規則第100条第1項第5号）

（1）当社は、当社の子会社に対し、東芝グループ行動基準を採択、実施させるとともに、内部通報制度を整備させる。

（2）当社は、当社の子会社の事業運営に関して、重要事項が生じた場合は、「業務連絡要綱」等に基づき当社に報告が行われる体制を構築する。

（3）当社は、当社の子会社の経営管理に関する基本方針を定め、当社の子会社から当社への報告、当社の子会社に対する事前承認等により当社の子会社の経営管理を行う。

（4）当社のスタフ部門は、その所管業務につき、当社の子会社を含めた適切な施策を立案し、これを各社の実情に応じて推進するよう要請することとする。

（5）当社は、当社の子会社に対し、ＴＤＳＬ監査役監査方針に基づいた監査役の監査体制を構築するよう要請することとする。

（6）当社は、東芝からの当社に対する経営管理もしくは経営に関する指導が法令に違反するなどコンプライアンスに関する重大な事実を認識した場合は、東芝の法務部に報告することとする。

（7）当社の取締役は、当社の子会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見したと

きは、監査役に報告することとする。

（8）当社の子会社が、当社による経営管理、経営に関する指導内容が法令に違反するなどコンプライアンスに関する重大な事実を認識した場合は、法務部に報告することとする。法務部は直ちに監査役に報告を行うこととし、監査役は取締役に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができることとする。

（9）当社は、子会社を対象に会計処理プロセス及び業務プロセスを対象とした内部監査を実施する。

（10）当社は、当社グループに共通する制度、業務プロセスを適正かつ効率的に運用し、共有する資源について適正かつ効率的に配分する体制を構築する。

当社の監査役の職務執行のために必要な事項

7．監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項　（規則第100条第3項第1号、第2号）

当社の取締役は、法務部及び経理部所属の社員に監査役の職務を補助させることとし、その社員の人事等について、監査役と協議を行うこととする。

8．監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（規則第100条第3項第3号、第4号）

（1）当社の取締役及び社員は、監査役に対する報告等に関する規程に基づき、当社及び当社の子会社の経営、業績に影響を及ぼす重要な事項が生じたとき、監査役に対して都度報告を行うこととする。当社の監査役は、必要に応じて随時、取締役及び社員に対して報告を求めることができることとする。

（2）当社の取締役社長は、監査役に対し経営会議等重要な会議への出席の機会を提供することとする。

（3）当社の取締役社長は、定期的に監査役と情報交換を行うこととする。

（4）当社の取締役及び社員は、定期的な監査役のヒアリング、巡回ヒアリング等を通じ、職務執行状況を監査役に報告することとする。

（5）当社は、社内通報制度を適切に運用することにより、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項について、監査役に対する報告体制を確保することとする。

（6）経営監査部長は、経営監査規程に基づき期初に経営監査の方針、計画について監査役と事前協議を行い、経営監査結果を監査役に都度報告する。

（7）当社の監査役は、監査役監査方針に基づき期初の会計監査計画、期中の会計監査の状況、期末会計監査の結果等について会計監査人に説明、報告を行わせることとする。

（8）当社の担当取締役は、中間決算、期末決算について取締役会の承認の前に監査役に説明を行うこととする。

（9）当社の取締役社長は、経営監査部長の社内における独立性確保に留意し、経営監査部長の人事について監査役に事前連絡、説明を行うこととする。

（10）当社の取締役は、会計処理プロセス及び業務プロセスを対象とした内部監査の実施結果を監査役に都度報告する。

9．監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをうけないことを確保するための体制（規則第100条第3項第5号）

当社の監査役に報告をした当社及び当社の子会社の役職員については、報告を行ったことを理由に不利な取扱いをしないことを、「監査役に対する報告等に関する規程」に明記する。

１０．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（規則第100条第3項第6号）

（１）当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法３８８条に基づく費用前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

（２）当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設ける。期中において必要が生じた場合は、監査役の要請に基づき、担当部署における審議の上、予算の増額を行う。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

１．グループ行動基準の採択

当社及び当社の子会社は「東芝グループ行動基準」を採択し、ハンドブック等の配布、役員及び社員に対する定期的な研修の実施等により浸透を図っています。

２．取締役等の業務の適正を確保するための体制

・当社は、法令・定款等に基づき、取締役会、経営会議を定期的に開催し、当社及び当社グループの重要事項を決定しています。また、取締役会において取締役から職務執行状況その他重要事項等の報告を行うほか、経営監査部長より当社内及び当社の子会社に対する内部監査結果の報告を行っています。

・監査役は、取締役会、経営会議等の重要会議に出席するほか、「監査役に対する報告等に関する規程」等に基づき、取締役等から定例報告事項及びその他重要事項につき報告を受けています。

・当社は、法令・社内規程に基づき各種議事録及び重要情報等の保管を行っています。取締役及び監査役は、必要に応じて経営決定書・各種会議等の資料及び議事録の閲覧が可能となっています。

・当社及び当社の子会社は、法令違反その他のコンプライアンスに関する問題の早期発見と適切な対応のため、内部通報制度を整備しています。

３．リスク・コンプライアンス対応

「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、重点施策を定めるとともに、半期に一度開催される委員会において、法令順守の徹底等に関し、活動のフォローを行っています。

また、「ビジネスリスクマネジメント基本規程」に基づき、重要案件の意思決定に際し、事前に案件のビジネスリスクを分析し損失の回避・軽減を図っています。

以上

第 19 期　計 算 書 類

自　2019 年 4 月 1日
至　2020 年 3 月 31日

貸 借 対 照 表

損 益 計 算 書

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

個 別 注 記 表

東芝デジタルソリューションズ株式会社

貸借対照表

２０２０年３月３１日

【単位：百万円】

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	104,272	**流動負債**	44,317
現金及び預金	56	買掛金	19,892
グループ預け金	50,588	リース債務	110
受取手形	31	未払金	8,802
電子記録債権	74	未払費用	972
売掛金	41,386	未払法人税等	738
リース投資資産	563	未払消費税等	2,488
製品	1,840	前受金	2,801
仕掛品	4,476	賞与引当金	6,114
材料	404	役員賞与引当金	60
前払費用	4,006	製品保証引当金	32
未収入金	778	受注損失引当金	1,377
その他	65	その他	925
貸倒引当金	0		
固定資産	20,379	**固定負債**	31,072
有形固定資産	6,513	リース債務	309
建物	1,686	退職給付引当金	30,463
構築物	22	役員退職慰労引当金	30
機械及び装置	0	資産除去債務	222
工具器具及び備品	3,458	その他	46
土地	950		
リース資産	390		
建設仮勘定	3	**負債合計**	75,390
		（純資産の部）	
無形固定資産	1,445	**株主資本**	47,846
ソフトウェア	1,351	**資本金**	23,500
その他	93	**資本剰余金**	8,518
		資本準備金	5,918
投資その他の資産	12,421	その他資本剰余金	2,600
投資有価証券	3,593	**利益剰余金**	15,827
関係会社株式	3,061	利益準備金	2,544
関係会社出資金	88	その他利益剰余金	13,283
供託保証金	990	繰越利益剰余金	13,283
繰延税金資産	3,018		
長期前払費用	1,616	**評価・換算差額等**	1,415
その他	64	その他有価証券評価差額金	1,415
貸倒引当金	△12		
		純資産合計	49,262
資産合計	124,652	**負債・純資産合計**	124,652

損　益　計　算　書

自　２０１９年４月　１日
至　２０２０年３月３１日

【単位：百万円】

科　　目	金　　額	
Ⅰ　売　　上　　高		161,521
Ⅱ　売　上　原　価		117,951
売　上　総　利　益		43,570
Ⅲ　販売費及び一般管理費		36,706
営　業　利　益		6,864
Ⅳ　営　業　外　収　益		
受取利息	52	
受取配当金	6,019	
その他	369	6,442
Ⅴ　営　業　外　費　用		
固定資産除売却損	111	
その他	26	137
経　常　利　益		13,168
Ⅵ　特　別　損　失		
建物除却損	494	
割増退職金	217	712
税引前当期純利益		12,456
法人税・住民税及び事業税	1,404	
法人税等調整額	△ 2,230	△ 826
当期純利益		13,283

株主資本等変動計算書

自 2019年4月1日

至 2020年3月31日

［単位：百万円］

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	23,500	5,918	2,600	8,518	2,544	14,393	16,938	48,957	1,598	1,598	50,555
当期変動額											
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△ 14,393	△ 14,393	△ 14,393	－	－	△ 14,393
当期純利益	－	－	－	－	－	13,283	13,283	13,283	－	－	13,283
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－	－	－	－	－	－	△ 182	△ 182	△ 182
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△ 1,110	△ 1,110	△ 1,110	△ 182	△ 182	△ 1,293
当期末残高	23,500	5,918	2,600	8,518	2,544	13,283	15,827	47,846	1,415	1,415	49,262

個別注記表

Ⅰ　重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．資産の評価基準及び評価方法

（1）　有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式　　移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のある有価証券　決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

上記以外の有価証券　移動平均法による原価法によっております。
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

（2）　デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ　時価法

（3）　棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕掛品　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

材料　移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2．固定資産の償却方法

有形固定資産（リース資産を除く）　定額法を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く）　定額法を採用しております。
尚、市場販売目的のソフトウェアは、見込販売数量に基づく方法又は残存有効期間（３年以内）に基づく定額法によっており、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

リース資産　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3．引当金計上基準

貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による額を、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金　従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

役員賞与引当金　役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

製品保証引当金　販売済み製品の設計変更に伴う適用作業費の支出に備えるため、個別に見積可能な作業費についてはその見積額を、その他については過去の実績に基づく見積額を計上しております。

受注損失引当金　　期末において将来損失の発生が見込まれ且つその金額を合理的に算定できる未引渡物件の損失発生に備えるため、当該見込額を計上しております。

退職給付引当金　　将来の退職給付に充てるため、退職時の見込額を基礎とした現価方式による額から企業年金制度に係る年金資産の公正な評価額を控除した額に相当する額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10 年）による定額法により費用処理しております。

役員退職慰労引当金　　役員の退職慰労金支給に備えるため、会社の内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

（1）完成工事高の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお工事進行基準を適用する工事の当事業年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

（2）ファイナンス・リース取引に係る計上基準

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る会計処理と同様、リース開始日に売上と売上原価を計上し、利息相当額を利息法により各期に配分する処理方法によっております。

5．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

（1）消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜き方式を採用しております。

（2）記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

Ⅱ　貸借対照表に関する注記

１．有形固定資産（リース資産含む）の減価償却累計額　　１４，６１１百万円

２．関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権	５２，１７５百万円
短期金銭債務	８，２２９百万円

３．保証債務

（１）親会社の金融機関からの借入金等に対する連帯債務保証

当社は親会社である株式会社 東芝からの会社分割による事業承継に合わせ、他の分社会社とともに株式会社 東芝における金融機関に対する借入金等について、分社前と同様の形態を維持する目的で、２０１７年７月３日より連帯保証を行っております。

尚連帯保証額は他の分社会社とともに、株式会社 東芝における２０２０年３月末時点での金融機関に対する借入金等を対象に５６２，１６５百万円としております。

（２）従業員の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

従業員（住宅資金）	２８百万円

Ⅲ　損益計算書に関する注記

１．関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	９，６２７百万円
仕入高	２９，９７８百万円
販売費及び一般管理費	２，２１４百万円
営業取引以外の取引高	
受取利息	５２百万円
受取配当金	５，９６８百万円
その他の取引高	２０百万円

２．建物除却損

当社は東芝Ｎｅｘｔプラン施策実行に伴う構造改革として、２０１９年３月３１日に閉鎖した、北府中事業所の２号館、３号館の解体工事が２０２０年３月１４日に完了しました。

それを受けて当期は４９４百万円の建物除却損を計上しております。

Ⅳ　株主資本等変動計算書に関する注記

１．当事業年度末の発行済み株式数　　２０４，０００株

２．２０１９年６月２７日開催の定時株主総会において次の通り決議しております。

配当金	１４，３９３百万円
配当の原資	利益剰余金
一株あたり配当額	７０，５５８円
基準日	２０１９年３月３１日
効力発生日	２０１９年６月２８日

３．２０２０年６月２６日開催の定時株主総会において次の通り決議する予定である。

配当金	１３，２８３百万円
配当の原資	利益剰余金
一株当たり配当額	６５，１１３円
基準日	２０２０年３月３１日
効力発生日	２０２０年６月２７日

Ⅴ　税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金及び賞与引当金の否認であり、これらについては評価性引当額により一部控除しております。

繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

なお、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い（実務対応報告第 39 号）」に基づき、改正前の税法の規定に基づいて計上しております。

Ⅵ　金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用及び資金調達については、主に東芝グループファイナンス制度を利用しております。デリバティブは、買掛金の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規定に従い、取引先ごとの信用状況ならびに取引残高の現況を常に把握する体制となっております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が必要に応じて関係部門に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、全額１年以内の支払期日であります。

買掛金の一部については、為替の変動リスクを回避し支払額の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（先物為替予約取引）をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引の執行・管理については一定した方針に従い、実需の範囲で行うこととしております。

また、営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

２０２０年３月３１日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（(注２）参照）

	貸借対照表計上額（※）	時価（※）	差額
（１）グループ預け金	50,588 百万円	50,588 百万円	－
（２）売掛金	41,386 百万円	41,386 百万円	－
（３）リース投資資産	563 百万円	563 百万円	－
（４）未収入金	778 百万円	778 百万円	－
（５）投資有価証券 その他有価証券	2,952 百万円	2,952 百万円	－
（６）買掛金	(19,892 百万円)	(19,892 百万円)	－
（７）未払金	(8,802 百万円)	(8,802 百万円)	－
（８）未払消費税等	(2,488 百万円)	(2,488 百万円)	－

（※）負債に計上されているものについては、(　) で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

（１） グループ預け金、（２）売掛金、並びに（４）未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（３）リース投資資産

これらの時価については、割引計算によっております。

（５） 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

（６）買掛金、（７）未払金、並びに（８）未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）非上場株式等（貸借対照表計上額 3,791 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「（５）投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

Ⅶ　関連当事者との取引に関する注記

1．親会社

属　性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科　目	期末残高（百万円）
親会社	(株)東芝	被所有 直接 100%	当社製品の販売先 当社仕入商品の購入先 資金の貸付 連結納税 ブランドフィー契約等の締結 債務保証 役員の兼任	ソフトウェア受注販売等（注１）	3,478	売掛金	296
				情報機器の購入等（注２）	1,088	買掛金	271
				資金の貸付（純額）（注３） 利息の受取（注３）	△7,234 52	グループ預け金 未収入金	50,588 5
				個別帰属額精　算	39	未払金	39
				ブランドフィー等の支払（注４）	2,214	未払金	1,407
				—	—	債務保証	562,165

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）　価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し価格交渉の上で決定しております。

（注２）　価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して発注先及び価格を決定しております。

（注３）　資金の貸付(純額)については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

（注４）　東芝ブランド使用の対価等については、一般の取引条件を参考に両者協議の上、決定しております。

（注５）　取引金額には消費税等を含めず、期末残高には消費税等を含めております。

2．子会社及び関連会社等

属　性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科　目	期末残高（百万円）
子会社	東芝ＩＴサービス（株）	所有 直接 100%	当社製品の保守委託先	保守技術料の支払等（注１）	16,162	買掛金	2,518

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）　価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して発注先及び価格を決定しております。

（注２）　取引金額には消費税等を含めず、期末残高には消費税等を含めております。

3．兄弟会社等

属　性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科　目	期末残高（百万円）
親会社の子会社	東芝インフラシステムズ（株）	―	当社製品の販売先	ソフトウェア受注販売等（注１）	18,560	売掛金	8,653
親会社の子会社	東芝エネルギーシステムズ（株）	―	当社製品の販売先	ソフトウェア受注販売等（注１）	4,652	売掛金	1,299

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）　価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し価格交渉の上で決定しております。

（注２）　取引金額には消費税等を含めず、期末残高には消費税等を含めております。

4．役員及び個人主要株主等

該当取引はございません。

Ⅷ　１株当たり情報に関する注記

１株当たりの純資産額	２４１，４８１円２４銭
１株当たりの当期純利益	６５，１１２円８８銭

独立監査人の監査報告書

2020年６月８日

東芝デジタルソリューションズ株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　田所　健

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、東芝デジタルソリューションズ株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監 査 報 告 書

私たち監査役は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役の監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役、内部監査部門、内部統制部門その他の使用人、親会社の監査委員、その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 内部統制システム（取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適性を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等から当該内部統制の評価の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からその構築及び運用状況について報告を受けました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月10日

東芝デジタルソリューションズ株式会社

監査役（常勤）吉田　郁夫　　印

監査役（常勤）伊藤　壮介　　印

監査役　　野路　俊也　　印

監査役　　山﨑　浩太郎　　印

以上

第 19 期　附属明細書

自　2019 年 4 月　1日

至　2020 年 3 月 31日

東芝デジタルソリューションズ株式会社

1．有形固定資産及び無形固定資産の明細

（単位：百万円）

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
有形固定資産	建物	2,374	245	41	892	1,686	5,231	6,918
	構築物	20	4	0	2	22	390	413
	機械及び装置	0	－	－	0	0	108	108
	工具器具及び備品	4,364	1,358	111	2,152	3,458	8,795	12,254
	土地	950	－	－	－	950	－	950
	リース資産	0	581	105	85	390	84	475
	建設仮勘定	76	1,622	1,695	－	3	－	3
	計	7,788	3,812	1,954	3,132	6,513	14,611	21,124
無形固定資産	ソフトウェア	1,263	650	6	555	1,351	8,741	10,092
	その他	123	622	652	0	93	90	184
	計	1,387	1,273	659	555	1,445	8,831	10,276

（注1）主な増加要因　　工具器具備品（自社レンタル設備）　　645百万円

2．引当金の明細

（単位：百万円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	29	－	17	12
賞与引当金	5,504	6,114	5,504	6,114
役員賞与引当金	53	60	53	60
製品保証引当金	45	32	45	32
受注損失引当金	494	3,560	2,678	1,377
退職給付引当金	32,244	5,303	7,084	30,463
役員退職慰労引当金	74	20	63	30

3．販売費及び一般管理費の明細

（単位：百万円）

科目		金額
人件費	役員報酬	96
	基準内賃金	13,363
	時間外手当	692
	賞与	6,974
	法定福利費	3,246
	退職給付費用	1,367
	役員賞与引当金繰入額	24
	役員退職慰労引当金繰入額	20
	計	25,784
経費	旅費交通費	558
	間接材料費	65
	間接外注費	4,309
	交際費	106
	教育費	330
	厚生費	344
	特許権関連費	257
	検査費	1
	消耗品事務用品費	164
	移転費	510
	図書費	6
	複写費	51
	通信費	146
	運搬費	46
	保険料	42
	修理費	592
	電気ガス水道料	299
	賃借料	3,049
	リースレンタル料	282
	租税公課	1,052
	会議費	79
	広告宣伝費	433
	販売手数料	93
	販売直接経費	1,687
	雑費	550
	ブランドフィー等	2,214
	減価償却費	1,996
	寮・社宅費	190
	研究開発費	3,914
	経費振替勘定	△ 9,856
	控除勘定	△ 2,601
	計	10,921
合計		36,706

附属明細書（事業報告関係）

１．会社役員の他の会社の業務執行者の兼務状況の明細　２０２０年３月３１日現在

当社取締役		兼務先	
役職	氏名	会社名	役職
取締役社長	錦織弘信	株式会社東芝	執行役専務
取締役常務	島田太郎	株式会社東芝	執行役常務
		東芝デジタル&コンサルティング株式会社	取締役
		東芝データ株式会社	代表取締役 CEO
		一般社団法人ｉｆＬｉｎｋオープンコミュニティ	代表理事
取締役	沖谷宜保	東芝デジタル&コンサルティング株式会社	取締役社長（代表取締役）
		東軟集団股份有限公司	董事
取締役	香川勉	東芝信息系統（瀋陽）有限公司	監事
取締役	岡田俊輔	イー・ビー・ソリューションズ株式会社	取締役
		東芝データ株式会社	取締役
		一般社団法人ｉｆＬｉｎｋオープンコミュニティ	理事
取締役	高野勝寛		
取締役	湯沢正志	東芝情報システム株式会社	取締役
		東芝デジタル&コンサルティング株式会社	取締役
取締役	三橋一仁		
取締役	竹本潔	東芝ソフトウェア・インド社	取締役
取締役	難波玲実		
取締役	弓田圭一	株式会社東芝	執行役常務

以　上

別紙３

1. 東芝オフィスメイト株式会社及び東芝情報システムプロダクツ株式会社の株式譲渡

乙の連結子会社である東芝情報システム株式会社（以下、TJ）は、2019年11月7日、TJの連結子会社である東芝オフィスメイト株式会社（以下、TOM）及び東芝情報システムプロダクツ株式会社（以下、TJPRO）の発行済み株式の全株式を、甲及びUTグループ株式会社（以下、UT）に譲渡する旨の株式譲渡契約を締結しました。当該株式譲渡契約に基づき、TJは、2020年4月1日に、TOMの株式の80%及びTJPROの全株式をUTグループに、TOMの株式の20%を甲に、それぞれ譲渡しました。この結果、TOM及びTJPROはTJの連結子会社ではなくなりました。

2. ウィングアーク1st株式会社の株式取得

乙は、2020年11月17日、資本業務提携を目的としてウィングアーク1st株式会社（以下「WA社」といいます。）の株式を取得するため、WA社の既存株主と株式譲渡契約を締結しました。当該株式譲渡契約に基づき、乙は、2020年12月25日付でWA社の自己株式を除く発行済株式総数のうち15%を取得しました。

別紙4

1. 東京証券取引所及び名古屋証券取引所市場第一部指定承認

甲は、2020年4月3日付で、株式会社東京証券取引所及び名古屋証券取引所（以下「両取引所」といいます。）に対し、甲の普通株式の市場第一部銘柄への指定申請を行いました。甲は、2021年1月22日、両取引所の承認を受け、2021年1月29日をもって、甲の株式が両取引所市場第二部から両取引所市場第一部銘柄に指定されることとなりました。

2. 東芝ロジスティクス株式会社の株式譲渡

甲は、2020年5月26日、甲の連結子会社である東芝ロジスティクス株式会社（以下「TLOG」といいます。）株式の66.6%をSBSホールディングス株式会社（以下、「SBSHD」といいます。）に譲渡する旨の株式譲渡契約を締結しました。当該株式譲渡契約に基づき、甲は、TLOG株式の66.6%をSBSHDに譲渡しました。この結果、TLOGは甲の連結子会社ではなくなりました。

3. 米国サウスカロライナ州における集団訴訟の終結

甲が米国サウスカロライナ州に居住する原告から提起されていた訴訟に関して、当該原告は当該訴訟を取り下げる申立てを行い、2020年7月29日、当該取下げが確定し、当該訴訟の終了が確定しました。

4. キオクシアホールディングス株式会社の株式売却

甲の持分法適用関連会社であるキオクシアホールディングス株式会社（以下、「キオクシア」といいます。）が、2020年8月27日、同社の株式会社東京証券取引所本則市場への新規上場（以下、「本件上場」といいます。）が承認されたことを受け、甲は、本件上場に伴うキオクシア普通株式の募集・売出し（以下「本件募集・売出し」といいます。）に際し、売出人の一社として参加し、甲は保有するキオクシア普通株式の一部を売却（以下、「本件株式売却」といいます。）する予定であることを公表しました。

その後、キオクシアが、2020年9月28日、本件募集・売出しを中止する旨を発表したことを受け、甲は、甲による本件株式売却についても中止しました。

5. 東芝デバイス＆ストレージ株式会社のシステムLSI事業における構造改革

甲の連結子会社である東芝デバイス＆ストレージ株式会社は、2020年9月29日、システムLSI事業における構造改革を実施することを決定し、先端システムLSI（SoC）に関する新規開発から撤退し既存製品のサポートのみを行うこととなりました。

以　上